

2016

精神保健福祉のしおり



静岡市

● 目 次 ●

1 精神障害者保健福祉手帳に関すること

1	精神障害者保健福祉手帳	1
2	手帳を利用して受けられるサービス	2
3	税金の優遇措置	6

2 経済的支援に関すること

1	医療費の助成制度	8
2	年金・手当	14
3	後期高齢者医療制度	17
4	高額療養費	17
5	入院時食事療養費	19
6	入院時生活療養費	19

3 生活支援・向上に関すること

1	障害福祉サービス（自立支援給付）	20
2	サービス等利用計画	22
3	地域相談支援（自立支援給付）	23
4	地域生活支援事業	24
5	地域生活体験支援事業	26

4 就労支援に関すること

1	就労支援相談窓口・就労支援制度	27
---	-----------------	----

5 相談機関に関すること

1	相談支援事業所	30
2	静岡市保健所	30
3	静岡市こころの健康センター	31
4	相談機関等	32

6 関係団体に関すること

- 精神障害者家族会34
- 断酒会35

7 権利や財産の保護に関すること

- 1 成年後見制度36
- 2 日常生活自立支援事業37

8 災害時の対応に関すること

- 1 災害時に必要なもの38
- 2 静岡市災害時要援護者避難支援制度38

9 医療機関に関すること

- 1 市内の医療機関39

1 精神障害者保健福祉手帳に関すること

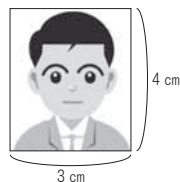
1 精神障害者保健福祉手帳

「一定の精神障がいの状態にある」ことが認定された方に対し手帳が交付されます。この手帳を持つことで福祉・各種サービスが受けやすくなり、精神障がい者の社会復帰と自立、社会参加の促進を目的とする制度です。

◇申請方法

申請の種類	新規申請	更新	等級変更	住所(市内)変更	氏名の変更	(破損)再交付	(紛失)再交付	(返還)再交付	転入
手続きに必要なもの									
①精神保健障害者保健福祉手帳用診断書 ^{※1} ②障害年金証書 ③特別障害給付金受給資格者証 (①～③のいずれかの書類) ^{※2}	○	○	○						
写真(縦4cm×横3cm) ^{※3}	○	※5	○			○	○		○
みとめ印(スタンプ式でないもの)	○	○	○	○	○	○	○		○
精神障害者保健福祉手帳		○	○	○	○	○	※4	○	○ ^{※6}

- ※1 精神障がいにかかる初診日から6ヶ月を経過した日以後における診断書で、診断日が申請日から3ヶ月以内のものに限ります。
- ※2 ②、③は精神障害を支給事由とする場合のみ。
- ※3 脱帽して上半身を写したもので、手帳の申請時から1年以内に撮影したもの。
- ※4 身分証明書(代理人による手続きの際は、本人及び代理人の身分証明書)が必要となります。
- ※5 等級が変更となった場合など必要
- ※6 前自治体の手帳



◇障害等級

手帳には障害の程度に応じて1級、2級、3級に区分された障害等級があります。

◇有効期間

手帳の有効期間は2年間です。有効期間の延長を希望する方は、手帳の更新の手続きが必要になります。また、障がいの状態に変化があったときは等級の変更申請ができます。

※更新の手続きは有効期限終期の3ヶ月前から行うことができます。

◇その他

次の場合は、手続きをしてください。

- ・手帳をなくしたり、汚れ、破損があったとき。
- ・住所、氏名等、手帳に書かれていることに変更などがあったとき。

◇申請窓口・お問い合わせ先(お住まいの区により異なります。)

葵福祉事務所 障害者支援課	☎ 221-1099
駿河福祉事務所 障害者支援課	☎ 287-8690
清水福祉事務所 障害者支援課	☎ 354-2168
清水福祉事務所 蒲原出張所	☎ 385-7790

2 手帳を利用して受けられるサービス

精神障害者保健福祉手帳を利用することで、次のようなサービスを受けられます。サービスご利用に関する詳細は、各施設にお問い合わせください。

■ NTTの電話番号案内料免除

サービス名	サービス内容	対象者	申し込み方法	お問い合わせ先
NTT西日本 ふれあい案内	電話番号案内（104） を無料で利用することができます。	本人	NTTふれあい案内担当 にて申込みをし、郵送 されてきた1. 申込書 2. 手帳の写しを返送 することで登録されま す。	NTT西日本ふれあい案内 ☎0120-104-174 平日：9：00～17：00 （土日祝・年末年始除く）

■ 携帯電話割引

サービス名	サービス内容	お問い合わせ先
NTTドコモ	ハーティ割引	詳細については、各会社にお問い合わせください。
au	スマイルハート割引	
ソフトバンク	ハートフレンド割引	

■ NHK放送受信料免除 市で交付する免除申請書をNHKに提出する必要があります。

サービス名	サービス内容	適用条件	お問い合わせ先
NHK放送 受信料免除	全額免除	精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方がいる世帯で、 かつ、世帯構成員全員が市町村民税（特別区民税含 む）非課税の場合	NHKふれあい センター ☎0570-077-077
	半額免除	精神障害者保健福祉手帳をお持ちで、障害等級が重 度（1級）の方が、世帯主で受信契約者の場合	

■ 静岡県ゆずりあい駐車場制度

静岡県では、車いすを利用する方や歩行困難な方、妊産婦の方等が車いすマークの駐車場を必要としていることを周囲に理解していただくために利用証を交付しています。

対象者	申出先	申出に必要なものと申出方法	お問い合わせ先
精神障害者 保健福祉手帳 1級かつ 歩行困難な方	葵福祉事務所 障害者支援課 駿河福祉事務所 障害者支援課 清水福祉事務所 障害者支援課 清水福祉事務所 蒲原出張所	必要なもの 精神障害者保健福祉手帳 （写しでも可） 申出方法 申出書に必要事項を記入し、 必要書類と併せて提出して ください。	■交付について 静岡市役所 福祉総務課 ☎054-221-1335 ■制度について 静岡県庁 地域福祉課 ☎054-221-2844

■ **公共交通機関** 適正なサービスを受けるため手帳は乗務員に見やすいようにご提示ください。

県内バス

会社名	種類	適用	内容	対象者	申し込み方法	お問い合わせ先
バス協会 加盟15社	普通運賃	精神障がい者が乗車する場合	5割引	本人	バス降車時や定期券、回数券購入時に手帳を提示※3	県バス協会 ☎255-9281 しずてつジャストライン株式会社 ☎267-5152 富士急静岡バス株式会社 ☎0545-71-2495
		1級の障がい者が介護者とともに乗車する場合		介護者		
	定期券	精神障がい者が乗車する場合	3割引	本人※2		
		1級の障がい者(※1)が介護者とともに乗車する場合		介護者		

※1 ただし12歳未満の手帳所持者については、等級は関係ありません。

※2 ただし小児定期運賃適用者（12歳未満の本人）は割引対象外となります。

※3 ICカードについては、1年ごとに更新が必要です。毎年3月1日から3月31日に取扱い窓口で手帳を提示し、有効期限延長の手続きをしてください。

※4 パサールカード昼間用（午前9時～午後4時）は、手帳との併用割引はできません。

※5 高速バス等対象外の路線があります。

電車

会社名	種類	適用	内容	対象者	申し込み方法	お問い合わせ先	
静鉄電車	普通運賃	精神障がい者が乗車する場合	5割引	本人	乗車時の普通乗車券やカード乗車券、定期乗車券の購入時に手帳を提示※3	静岡鉄道株式会社 ☎261-6981	
		1級の障がい者が介護者とともに乗車する場合		介護者			
	定期券	精神障がい者が乗車する場合		1級の障がい者(※1)が介護者とともに乗車する場合			本人※2
		1級の障がい者(※1)が介護者とともに乗車する場合					介護者

※1 ただし12歳未満の手帳所持者については、等級は関係ありません。

※2 ただし小児定期運賃適用者（12歳未満の本人）は割引対象外となります。

※3 ICカードについては、1年ごとに更新が必要です。毎年3月1日から3月31日に取扱い窓口で手帳を提示して、有効期限延長の手続きをしてください。

※4 パサールカード昼間用は、手帳との併用割引はできません。

■ **映画館割引**

施設名	内容	対象者	申し込み方法	お問い合わせ先
MOVIX清水	1,000円に割引	本人と同伴者2名	窓口で手帳を提示	☎355-1400
シネシティザート			ご入場の際、手帳を提示	☎253-1500
静岡東宝会館			窓口で手帳を提示	☎252-3887
静岡シネ・ギャラリー	☎250-0283			
	1,300円に割引			

■ ゴルフ場割引

施設名	内容	対象者	申し込み方法	お問い合わせ先
県内ゴルフ場	県税であるゴルフ場利用税が非課税	本人	チェックイン時にフロントへ手帳を提示	各ゴルフ場にお問い合わせください。 <市内のゴルフ場> ・日本平ゴルフクラブ ☎334-2381 ・富士見ヶ丘カントリー倶楽部 ☎394-0611

■ 静岡市内の施設で受けられる割引の例

※下記以外にもサービスを受けられる施設などがあります。詳細は各施設へ直接お問い合わせください。

施設・サービス名	内容	対象者	申し込み方法	お問い合わせ先
静岡県立美術館	企画展、収蔵品展とも観覧料が無料	本人と同伴者 1名	券売窓口で手帳を提示	☎263-5755
静岡市立芹沢銈介美術館	観覧料が無料	本人と介助者 1名	観覧券売り場に手帳を提示	☎282-5522
静岡市東海道広重美術館	入館料が無料	本人と同伴者 1名	入館の際に手帳を提示	☎375-4454
フェルケール博物館	入館料が本人は無料、介護人（1名）は半額	本人と同伴者 1名	受付に手帳を提示	☎352-8060
駿府博物館	入館料が無料	本人のみ	入館券販売窓口到手帳を提示	☎284-3216
静岡市文化財資料館	入館料が無料	本人と同伴者 1名	受付に手帳を提示	☎245-3500
静岡科学館 る・く・る	入館料が無料	本人と同伴者 1名	受付の際に手帳を提示	☎284-6960
静岡市美術館	観覧料が無料	本人と介助者（原則1名）	観覧券販売窓口到手帳を提示	☎273-1515
静岡市登呂博物館	観覧料が無料	本人と同伴者 1名	受付に手帳を提示	☎285-0476
静岡市立日本平動物園	入園料が無料	本人と必要な介助者 1名	入園券販売窓口到手帳を提示	☎262-3251
駿府匠宿	創作体験料100円減額	本人のみ	創作体験利用の際に手帳を提示	☎256-1521
静岡ホビースクエア	企画展により入場料免除等（お問い合わせください）	本人のみ	受付窓口到手帳を提示	☎289-3033
・市立の体育館および総合運動場 ・静岡市ふれあい健康増進館「ゆ・ら・ら」	個人利用の場合は利用料金を半額に減額	本人と同伴者（指導者含む）1名	各施設窓口到手帳を提示	静岡市役所 スポーツ振興課 ☎221-1071

静岡市有度山総合公園 運動施設（ターゲットバー ドゴルフ・グラウンドゴ ルフ場のみ）	個人利用の場合は利用 料金を半額に減額	本人と同伴者 （指導者含む）1名	入館の際に手帳を 提示 ※施設利用申請は 別途必要	☎264-2722
静岡市清水長崎新田 スポーツ広場 （軽運動室・体育室のみ）	個人利用の場合は利用 料金を半額に減額	本人と同伴者 （指導者含む）1名	入館の際に手帳を 提示 ※施設利用申請は 別途必要	☎344-3055
静岡市清水駅東口 クライミング場	個人利用の場合は利用 料金を半額に減額	本人と同伴者 （指導者含む）1名	受付窓口に手帳を 提示 ※施設利用申請は 別途必要	静岡市役所 スポーツ振興課 ☎221-1283
静岡市清水ナショナルト レーニングセンター	トレーニングルーム又 はクアプールの利用料 金が無料	本人と同伴者 1名	受付窓口に手帳を 提示	静岡市清水ナショ ナルトレーニング センター ☎371-9000

■ 銀行等で受けられる制度

サービス名	内容	対象者	お問い合わせ先
マル優制度 （少額預金利子非課税制度）	元本350万円までの預貯金等の 利子等が非課税	本人	お預け入れ金融機関
特別マル優制度 （少額公債利子非課税制度）	マル優制度とは別に元本350万 円までの国債や地方債の利子 が非課税		

※この適用を受けるには、非課税貯蓄申告書等の提出の際に「障害者等」の資格を証する「手帳・証書」等のほか、別途「個人番号カード等」の提示が必要です。

3 税金の減免措置

精神障害者保健福祉手帳の等級によって税制上の減免措置を受けられます。等級に応じて減免措置が異なるものがありますのでご注意ください。

項目	内容	お問い合わせ先
所得税の障害者控除等	<p>本人・配偶者その他の親族（配偶者控除や扶養控除を受ける方に限る。なお、16歳未満の扶養親族は扶養控除は受けられませんが、その扶養親族が障害者である場合には障害者控除が受けられます。）が、障害者や特別障害者である場合は、所得金額から以下の金額を控除。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1級（特別障害者）の場合 …… 40万円 ・ 2級・3級の場合 …… 27万円 ・ 同居の特別障害者の場合 …… 75万円 	<p>電話相談センター</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 静岡税務署 ☎252-8111 ・ 清水税務署 ☎366-4161
相続税の障害者控除	<p>本人が遺産を相続した場合には、障害等級により次の計算により算出した金額を相続税額から控除。障害者控除額が相続税額より大きい場合控除額をその障害者の扶養義務者の相続税額から控除。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1級（85歳－相続開始時の年齢）×20万円 ・ 2・3級（85歳－相続開始時の年齢）×10万円 	<p>税務署に電話をかける と、自動音声案内が流れますので「1」を選択してください。</p>
贈与税の非課税	<p>本人が特定障害者扶養信託契約に基づく信託受益権の贈与を受けた場合には、「障害者非課税信託申告書」を信託会社の営業所などを經由して本人の所轄税務署長に提出することにより、信託受益権の価額のうち、次の金額まで非課税。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1級 …… 6,000万円 ・ 2・3級 …… 3,000万円 	
利子等の非課税	<p>手帳の等級区分に関係なく、非課税貯蓄申告書等を金融機関等に提出することにより下記の利子や収益の分配等にかかる所得税が非課税になります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 元本350万円以下の銀行等預金の利子及び合同運用信託や有価証券の収益の分配金（少額預金利子非課税（マル優）制度） ・ 上記のマル優制度とは別途、元本350万円以下の国債や地方債の利子（少額公債利子非課税（特別マル優）制度） 	<p>ご利用の銀行、信託銀行等の各金融機関</p>
住民税（市・県民税）の障害者控除等	<p>本人・配偶者その他の親族（控除対象配偶者や扶養親族）が、障害者や特別障害者である場合は、所得金額から以下の金額を控除。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1級（特別障害者）の場合 …… 30万円 ・ 2・3級の場合 …… 26万円 ・ 同居の特別障害者の加算 …… 23万円 <p>※前年分合計所得が125万円以下（給与所得者の場合は年収約204万円、年金収入者で65歳未満の場合は約216万円以下、65歳以上は245万円以下）の場合は住民税が非課税。（均等割・所得割とも非課税）</p>	<p>市民税課及び清水市税事務所 市民税課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 普通徴収第1係 ☎221-1041 ・ 普通徴収第2係 ☎221-1542 ・ 清水市税事務所 ☎354-2072

項目	内容	お問い合わせ先
自動車税 自動車取得税の 減免(県税)※1	<p>精神障害は1級のみ対象となります。</p> <p>自動車の所有(取得)者及び使用者が障害者本人(1級)又は本人と生計を一にする者であり、以下のいずれかに該当するもの1台に限り、申請に基づき減免します。(減免額には上限あり) ※2</p> <ul style="list-style-type: none"> ・もっぱら障害者本人が運転する自動車 ・もっぱら障害者本人の通学、通院、通所、若しくは生業のために本人と生計を一にする者又は障害者を常時介護する者が運転する自動車 <p>ただし、前年度の3月31日時点で、手帳が交付されていて、自動車の登録が済んでいる必要があります。</p> <hr/> <p>名義変更を含め、新たに中古車・新車を取得する場合の自動車税、自動車取得税については、自動車税分室までお問い合わせください。</p>	<p>静岡県静岡財務事務所 自動車税課 ☎286-9130</p> <hr/> <p>静岡県静岡財務事務所 自動車税分室 ☎261-4029</p>
軽自動車税 の減免※3 (市町村税)	<p>精神障害は1級のみ対象となります。</p> <p>軽自動車等の所有者が障害者本人(1級)または本人と生計を一にする者であり、以下のいずれかに該当するもの1台に限り減免します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・もっぱら障害者本人が運転するもの。 ・もっぱら障害者本人の通学、通院、通所または生業のために本人と生計を一にする者※4が運転するもの。 <p>ただし、4月1日時点で、手帳が交付されていて、軽自動車等の登録が済んでいる必要があります。</p>	<p>静岡市役所 市民税課(軽自・諸税係) ☎221-1218</p>

- ※1 自動車取得税については軽自動車を含みます。自動車取得税の減免申請は自動車の登録時となります。
- ※2 軽自動車税の減免とは重複できません。納期限の7日前までに、申請する必要があります。ただし、新車・中古車新規登録時に月割りの自動車税の減免を受ける場合には、自動車の登録時に減免申請をする必要があります。
- ※3 自動車税(県税)の減免とは重複できません。納期限までに、毎年申請する必要があります。
- ※4 当該障害者の属する世帯が身体障害者等のみで構成される場合、下線部には当該障害者を常時介護する者を含みます。

2 経済的支援に関すること

1 医療費の助成制度

■ 自立支援医療（精神通院）

精神的な疾患があり、継続して精神医療を必要とする方に対し、通院医療にかかる医療費の自己負担分が**原則 1 割**に軽減されます。

また、所得等に応じて、月額自己負担上限額（0 円、2,500 円、5,000 円、10,000 円、20,000 円、上限なし）が定められます。

◇申請方法

申請の種類 手続に必要なもの	新規申請	再認定	所得区分認定	追加・変更の医療機関等	保険の各種別	記載事項変更の保険種別以外の	再交付（破損等）	転入
自立支援医療（精神通院）用診断書 （手帳と同時申請の場合は、精神障害者保健福祉手帳用診断書※ 1）	○	○						
国民健康保険証 または健康保険証の写し※ 2	○	○	○		○			○
課税証明書等※ 3	○	○	○					○
受給者証等		○	○	○	○	○		○※ 4
みとめ印（スタンプ式でないもの）	○	○	○	○	○	○	○	○

※ 1 診断日が申請日から 3 ヶ月以内のものに限ります。

※ 2 国民健康保険証、後期高齢者医療被保険者証の場合は加入者全員分、健康保険証（社会保険など）の場合は本人分（受診者が 18 歳未満である場合は、保護者の健康保険証の写しも必要）。

※ 3 課税証明書については、申請者のご希望により、市所管のデータでお調べすることもできますので、窓口でご相談ください。

ただし、転入されてきた方（1 月～6 月申請は申請をする前年の 1 月 1 日、7 月～12 月申請は申請をする年の 1 月 1 日に静岡市に住所を有していない方）や税の申告をされていない方、当課で情報が把握できない方は課税証明書等を提出していただく必要がありますので、あらかじめご承知置きください。

※ 4 前自治体の受給者証

◇有効期間

自立支援医療（受給者証）の有効期間は **1年間**です。

更新（再認定）の手続きは（所得区分認定のため）毎年必要ですが、診断書は**原則2年に1回提出**してください。（診断書を提出した翌年の更新申請には診断書が不要です。）

更新（再認定）の手続きは有効期間終期の3ヶ月前から行うことができます。

- ・診断書の提出が2年に1回となるのは、更新（再認定）申請の方のみです。有効期間を過ぎてからの申請は、診断書が必要となりますので、ご注意ください。
- ・**病状の変化**や**治療方針の変更**がある場合には、申請手続きの際、自立支援医療（精神通院）用診断書の提出が必要となります。

【所得区分】

生保	低1	低2	中間1	中間2	一定	
生活保護世帯	市民税非課税 (本人収入80万円以下)	市民税非課税 (本人収入80万円超)	市民税所得割 3万3千円未満	市民税所得割 3万3千円以上 23万5千円未満	市民税所得割 23万5千円以上	
所得区分① 負担上限額 0円	所得区分② 負担上限額 2,500円	所得区分③ 負担上限額 5,000円	所得区分④ 負担上限額 医療保険の自己負担限度額			自立支援医療 の対象外
			重度かつ継続			
			所得区分④1 負担上限額 5,000円	所得区分④2 負担上限額 10,000円	所得区分⑤ 負担上限額 20,000円	

※ 市町村民税の所得割額が23万5千円以上の世帯に属する方の有効期限は、原則として平成30年3月31日までとなります。詳しくは申請窓口にお問い合わせ下さい。

【重度かつ継続】

(1) 次の疾病の方

病状性を含む器質性精神障害（認知症など）

精神作用物質使用による精神及び行動の障害（薬物関連、依存症など）

統合失調症

統合失調症型障害及び妄想性障害

気分障害（うつ病や躁うつ病など）

てんかん

(2) 3年以上の精神科医療の経験を有する医師により、以下の病状を示す精神障害のため計画的集中的な通院医療（状態の維持、悪化予防のための医療を含む。）を継続的に要すると診断された方

- ・情動及び行動の障害
- ・不安及び不穏状態

(3) 医療保険の高額療養費で多数回の方（過去1年間に高額療養費の支給を3回以上受けた方）

◇転出の取り扱い

転出先の自治体へお問い合わせください。

◇その他

次の場合は、すぐに手続きをしてください。

- ・受給者証や自己負担上限月額管理票をなくしたり、破損したとき。
- ・住所や保険など、受給者証に書かれていることに変更があったとき。
- ・受診する病院や薬局などの変更を希望されるとき。

◇申請窓口・お問い合わせ先（お住まいの区により異なります。）

葵福祉事務所 障害者支援課	☎ 221-1099
駿河福祉事務所 障害者支援課	☎ 287-8690
清水福祉事務所 障害者支援課	☎ 354-2168
清水福祉事務所 蒲原出張所	☎ 385-7790

■ 重度心身障害者医療費助成

重度の障がい者を有する方に対し、保険診療医療費及び訪問看護基本料を助成します。

1 医療機関につき、月500円の自己負担をしていただきます。

◇受給要件

次の要件を満たす方が本制度を利用できます。

- ・精神障害者保健福祉手帳 1 級の精神障がい者
- ・精神障害者保健福祉手帳 2 級のうち、6 歳以下の未就学児

上記を満たし下記の(a)~(c)の条件を満たす者

- (a)静岡市に住所を有する者
- (b)生活保護を受給していないこと
- (c)身体・知的障害により本制度を受給していないこと

◇給付制限

①65歳以上の課税世帯の者は、入院費に係る助成は対象外となります。

②子ども医療費、母子医療費の助成を受けている者は本制度を利用することができません。

◇申請

必要な書類は次のとおりです。

必要書類
①精神障害者保健福祉手帳
②国民健康保険証または健康保険証の写し※ 1
③印鑑（スタンプ式でないもの）
④課税証明書等※ 2
⑤助成金振込先の銀行口座※ 3

- ※ 1 受診者が18歳未満である場合は、保護者の保険証の写しも必要です。
- ※ 2 課税証明書については、申請者のご希望により、市所管のデータでお調べすることもできますので、窓口でご相談ください。
ただし、転入されてきた方（1月～6月申請は申請をする前年の1月1日、7月～12月申請は申請をする年の1月1日に静岡市に住所を有していない方）や税の申告をされていない方、当課で情報が把握できない方は課税証明書等を提出していただく必要がありますので、あらかじめご承知置さください。
- ※ 3 **必ず、口座名が受給者本人の名義**のものをお願いします。（受給者が18歳未満の場合は、その保護者名義の口座とします。）

◇助成方法

①県内の医療機関の場合

医療機関を受診時に受給者証を提示し、医療機関に自己負担額を全額支払っていただきます。後日、国保連合会が取りまとめて、静岡市に一覧が送付されますので自己負担額等を差し引いた額を振り込ませていただきます。

ただし、すべての医療機関から、（取りまとめ先の）国保連合会に報告するとは限らないため、その場合は②県外の医療機関の場合と同様の手続きをお願いします。

②県外の医療機関の場合

県外では受給者証が使用できないため、医療機関を受診後、医療機関に自己負担額を全額支払っていただきます。診療月の翌月に下記の書類をもって申請窓口まで手続きをお願いします。

- ※ 県内の医療機関を受診した際、受給者証を提示しなかった場合には②と同様の手続きが必要となります。
- ※ 特別な事情のある場合には、1年以内であれば遡って申請することが可能です。

必要書類

- ①重度心身障害者医療費助成受給者証
- ②保険証
- ③印鑑（スタンプ式でないもの）
- ④医療機関から発行された領収書

◇有効期限

受給者証の有効期限は受給者証に記載されている期間になります。
精神障害者保健福祉手帳の更新に合わせて新しい受給者証を送付します。

◇その他

次の場合は、すぐに手続きをしてください。

- ・受給者証をなくしたり、破損したとき。
- ・住所や保険など、受給者証に書かれていることに変更があったとき。
- ・振込先（口座情報）に変更があったとき。

◇申請窓口・お問い合わせ先（お住まいの区により異なります。）

葵福祉事務所	障害者支援課	☎ 221-1099
駿河福祉事務所	障害者支援課	☎ 287-8690
清水福祉事務所	障害者支援課	☎ 354-2168
清水福祉事務所	蒲原出張所	☎ 385-7790

■ 精神障害者入院医療費助成制度

精神的な疾患により精神科病院に入院した人（任意入院・医療保護入院）の療養を推進し、精神障がい者の経済的負担を軽減するため、入院にかかる医療費の一部を助成します。

◇申請できる人

- ①入院期間が引き続いて1ヶ月を超えた自ら医療費を負担している精神障がい者（静岡市内に住所を有する方）
 - ②すでに助成を受けていた精神障がい者で、退院後3ヶ月以内に再入院し自ら医療費を負担している精神障がい者（静岡市内に住所を有する方）
- 以上①～②のいずれかに該当する方が申請できます。

他の制度（生活保護法による医療扶助および重度心身障害者医療費助成、母子家庭等医療費助成、静岡市子ども医療費助成、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する医療支援給付）を受けることができる場合、この制度による助成を受けることはできません。

◇支給額

自己負担の範囲内で、1ヶ月10,000円を限度に申請者に支給します。必要提出書類についてはお問い合わせください。

◇申請窓口・お問い合わせ先（お住まいの区により異なります。）

葵福祉事務所	障害者支援課	☎ 221-1099
駿河福祉事務所	障害者支援課	☎ 287-8690
清水福祉事務所	障害者支援課	☎ 354-2168
清水福祉事務所	蒲原出張所	☎ 385-7790

2 年金・手当（平成28年4月1日現在）

■ 障害年金…日本年金機構による審査があります

障害年金は、病気やケガによって日常生活や就労が困難になるなど、一定の障がい状態にある場合に支給されます。

障害年金には、初診時に加入していた年金制度によって障害基礎年金（国民年金）、障害厚生年金（厚生年金）、障害共済年金（共済年金）があります。

請求できるのは原則として65歳に達する日の前日までに初診日がある方に限られます。

詳しくは、申請窓口にお問い合わせください。

◇保険料の納付要件

- ①初診日の前日において、初診日の属する月の前々月までの被保険者期間のうち、納付済期間と免除期間をあわせた期間が2／3以上あること。
- ②上記を満たさない場合、初診日の前日において初診日の属する月の前々月までの直近の1年間に未納期間がないこと。（平成38年3月31日までに初診日がある場合）※初診日によっては、納付要件が異なる場合があります。
- ③初診日が20歳前、または20歳前発症と認められている傷病の場合は、保険料の納付要件がありません。

◇障がい程度要件

障がいの程度が障害認定日（初診から起算して1年6ヶ月経過した日、または1年6ヶ月以内に症状が固定した日で、この日が20歳前なら20歳に達した日）において、障害年金を受給できる程度の状態にあるとき。※精神障害者保健福祉手帳と障害年金の等級では判断基準が異なるため、精神障害者保健福祉手帳を受けられていても、障害年金の障がい程度に該当しないこともあります。

◇対象となる障がい（精神障害について）

統合失調症、気分障害（うつ病等）、知的障害、発達障害、てんかん、器質性精神障害（認知症、頭部外傷による精神障害）など。

◇年金額

障害基礎年金（年額）

1級：975,125円 2級：780,100円

（上記金額は平成28年4月からの金額です。）

※障害厚生年金については、日本年金機構の窓口にお問い合わせください。

※障害共済年金については、加入している（していた）各共済組合にお問い合わせください。

■ 特別障害給付金制度…日本年金機構による審査があります

国民年金に任意加入していなかったことにより、障害基礎年金等を受給していない障がいのある方について、特別障害給付金が支給されます。

◇支給要件

- ① 平成3年3月以前に国民年金任意加入対象であった学生。
- ② 昭和61年3月以前に国民年金任意加入対象であった厚生年金、共済組合加入者等の配偶者

以上のいずれかに該当し、国民年金に任意加入していなかった期間内に初診日があり、65歳に達する日の前日までにその傷病などにより現に障害基礎年金1・2級相当の障がい状態にある方。

◇支給額

障害基礎年金1級相当：月額51,450円

障害基礎年金2級相当：月額41,160円

(上記金額は平成28年4月からの金額です。)

ご本人の所得によって支給が全額または半額制限される場合があります。
老齢基礎年金等、他の公的年金を受給されている方は、支給額の調整が行われます。

◇申請窓口・お問い合わせ先

市役所	静岡市各区役所 保険年金課	葵区 ☎221-1065 駿河区 ☎287-8624 清水区 ☎354-2134
日本年金機構	静岡年金事務所 〒422-8668 駿河区中田2-7-5	☎203-3707 (自動音声案内サービス付き)
	街角の年金相談センター静岡 〒422-8067 駿河区南町18-1 サウススポット静岡2F	※電話相談は受け付けておりませんので、 直接ご相談ください
	清水年金事務所 〒424-8691 清水区巴町4-1	☎353-2233 (自動音声案内サービス付き)

■ 特別児童扶養手当

心身に障がいのある20歳未満の子どもを家庭で養育している方（保護者）に支給します。

◇手当額 所得による支給制限があります。

手当月額：1級 51,500円 2級 34,300円

支給月：4・8・11月

■ 特別障害者手当

重度の障がい重複するなどのため、日常生活において常時特別の介護を必要とする状態にある20歳以上の在宅の障がいのある方に支給します。

◇手当額 所得による支給制限があります。

手当月額：26,830円

支給月：2・5・8・11月

■ 障害児福祉手当

重度の障がいがあるため、日常生活において常時の介護を必要とする20歳未満の在宅の障がいのある子どもに支給します。

◇手当額 所得による支給制限があります。

手当月額：14,600円

支給月：2・5・8・11月

■ 心身障害者扶養共済制度

障がいのある方の保護者等が、一定の掛金を納付して、保護者等が死亡し、または重度障がいとなった場合に、掛金の対象とされていた障がいのある方に年金を支給し、その生活の安定を図ります。

なお、この掛金は所得金額からの控除の対象となります。

◇申請窓口・お問い合わせ先

特別児童扶養手当 特別障害者手当 障害児福祉手当 心身障害者扶養共済制度	静岡市各区福祉事務所 障害者支援課	葵区 ☎221-1099 FAX 254-6322 駿河区 ☎287-8690 FAX 287-8660 清水区 ☎354-2106 FAX 352-0323
	清水福祉事務所蒲原出張所 〒421-3211 清水区蒲原新田1-21-1	☎385-7790 FAX 385-3110

3 後期高齢者医療制度

高齢者の医療の確保に関する法律に基づく医療制度で、65歳以上で次の一定の障がいがある方は申請により、後期高齢者医療制度に加入することができます。

障害年金1・2級の受給者 または 精神障害者保健福祉手帳1・2級の障害者	静岡市各区役所 保険年金課	葵区 ☎221-1070 駿河区 ☎287-8612 清水区 ☎354-2208
	清水区役所蒲原支所	☎385-7780

4 高額療養費

医療機関で支払った医療費が自己負担限度額を超えた場合、申請により超えた金額が高額療養費として支給されます。手続きの方法については、加入している健康保険（保険者）にお問い合わせください。高額療養費は、月単位で人ごと、医療機関ごと、医科・歯科ごと、入院・外来ごとに計算します。（差額ベッド代などの保険診療外の医療費や、入院時食事療養費、入院時生活療養費の自己負担額は対象となりません）

また入院や高額な外来診療を受ける際に、健康保険証に添えて「限度額適用認定証」を医療機関へ提示することで、窓口での医療費（保険診療分）の負担が「自己負担限度額」までになります。事前に「限度額適用認定証」の交付申請をしてください。

高額療養費の自己負担限度額（月額）

70歳未満（後期高齢者医療制度の対象者は除く）の方

■国民健康保険加入の方

被保険者の所得区分	自己負担限度額（過去12ヶ月で3回まで）	多数回 ^{*1}
旧ただし書所得 ^{*2} 901万円超 【適用区分 ア】	252,600円 + (総医療費 ^{*3} - 842,000円) × 1%	140,100円
旧ただし書所得 ^{*2} 600万円超～901万円以下 【適用区分 イ】	167,400円 + (総医療費 ^{*3} - 558,000円) × 1%	93,000円
旧ただし書所得 ^{*2} 210万円超～600万円以下 【適用区分 ウ】	80,100円 + (総医療費 ^{*3} - 267,000円) × 1%	44,400円
旧ただし書所得 ^{*2} 210万円以下 【適用区分 エ】	57,600円	44,400円
市民税非課税世帯 【適用区分 オ】	35,400円	24,600円

※70歳から74歳の方、75歳以上の方はこの表とは別に自己負担限度額が設けられています。

※1 1年間（直近12ヶ月）に3回以上高額療養費の支給を受けた場合は、4回目から自己負担限度額が軽減されます。

※2 旧ただし書所得とは総所得金額等から基礎控除（33万円）を差し引いた額です。

※3 総医療費は、保険診療の全額（10割）分です。

■全国健康保険協会（協会けんぽ）加入の方

被保険者の所得区分	自己負担限度額（過去12ヶ月で3回まで）	多数回 ^{*1}
標準報酬月額83万円以上	252,600円 + (総医療費 ^{*2} - 842,000円) × 1%	140,100円
標準報酬月額53万円～79万円	167,400円 + (総医療費 ^{*2} - 558,000円) × 1%	93,000円
標準報酬月額28万円～50万円	80,100円 + (総医療費 ^{*2} - 267,000円) × 1%	44,400円
標準報酬月額26万円以下	57,600円	44,400円
低所得者 （市町村民税非課税者）	35,400円	24,600円

※70歳から74歳の方はこの表とは別に自己負担限度額が設けられています。

※1 1年間（直近12ヶ月）に3回以上高額療養費の支給を受けた場合は、4回目から自己負担限度額が軽減されます。

※2 総医療費は、保険診療の全額（10割）分です。

◇お問い合わせ先

国民健康保険加入の方	静岡市各区役所 保険年金課	葵区 ☎221-1070 駿河区 ☎287-8621 清水区 ☎354-2141
全国健康保険協会（協会けんぽ）加入の方	全国健康保険協会 静岡支部 〒420-8512 葵区呉服町1-1-2 静岡呉服町スクエア	☎275-2770
健康保険組合加入の方	各健康保険組合にお問い合わせください。	

5 入院時食事療養費

入院したときの食事代は、標準負担額を負担することになります。

入院時の食事代の標準負担額（1食）

市民税課税世帯の方	下記以外の人*	360円
	指定難病患者、小児慢性特定疾病児童等	260円
市民税非課税世帯の方	過去12ヶ月の入院日数が90日以下の場合	210円
	過去12ヶ月の入院日数が90日を超える場合	160円
市民税非課税世帯に属し、所得が一定の基準に満たない70歳以上の方		100円

※平成28年3月31日において、1年以上継続して精神病床に入院していた人で、平成28年4月1日以降も引き続き入院（転退院した場合で、同日内に再入院する場合を含む。）している人の標準負担額は、260円となります。

6 入院時生活療養費

療養病床に入院する65歳以上の方は、入院時の食費と居住費（生活療養標準負担額）を一部負担することになります。ただし、入院医療の必要性の高い方及び指定難病患者は、入院時の食事代の標準負担額のみ負担となり、居住費の負担はありません。

	1食当たりの食費	1日当たりの居住費
市民税課税世帯の方	460円※	320円
市民税非課税世帯の方	210円	320円
市民税非課税世帯に属し、所得が一定の基準に満たない70歳以上の方	130円	320円

※医療機関によっては420円（詳しくは入院先の医療機関にお問い合わせください）

入院時食事療養費・入院時生活療養費について、**市民税非課税世帯の方は**、「限度額適用・標準負担額減額認定証」または「標準負担額減額認定証」（以下「認定証」という。）の交付申請を行ってください。入院前に医療機関の窓口「認定証」を提示することで、標準負担額が減額されます。

ただし、高額療養費の支給対象にはなりません。

◇お問い合わせ先

国民健康保険加入の方	静岡市各区役所 保険年金課	葵区 ☎221-1070 駿河区 ☎287-8621 清水区 ☎354-2141
全国健康保険協会（協会けんぽ）加入の方	全国健康保険協会 静岡支部 〒420-8512 葵区呉服町1-1-2 静岡呉服町スクエア	☎275-2770
健康保険組合加入の方	各健康保険組合にお問い合わせください。	

3 生活支援・向上に関すること

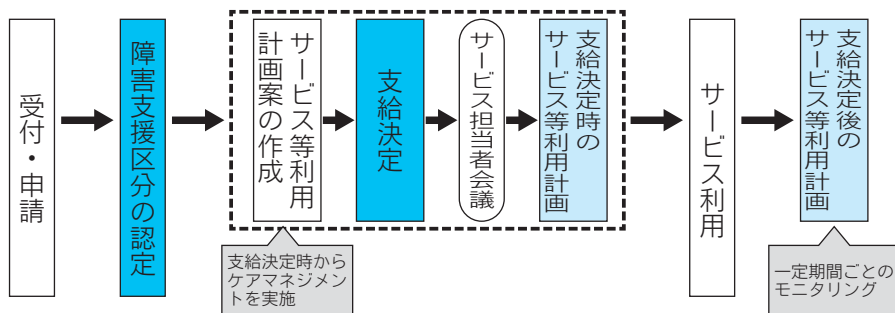
1 障害福祉サービス（自立支援給付）

障害福祉サービスには、日常生活上、居宅や施設において、継続的に必要な介護支援を行う「介護給付」と、事業所において、生活の訓練や就労に関する支援を一定期間提供する「訓練等給付」があります。なお、サービスの種類によっては、障がい者の心身の状況を総合的に表す「障害支援区分」の認定が必要となります。

また、障害福祉サービスの利用にあたっては、抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、医療、福祉、就労等様々な分野から包括的に支援することができるよう総合計画を作成し、定期的なモニタリング（※1）を行うことにより、現状に即した支援を受けることができます。

（※1）福祉サービス利用の経過や実行状況を点検すること。

（支給決定とサービス利用後の流れ）



■ 訪問系その他サービス

	サービスの種類	サービス内容
介護給付	居宅介護 （ホームヘルプ）	居宅において入浴、排せつ及び食事等の介護、または調理及び洗濯、掃除等の家事並びに生活等に関する相談助言その他生活全般にわたる援助を行います。
	行動援護	知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がい者等に必要な援護、外出時における必要な援助を行います。
	短期入所 （ショートステイ）	自宅で介護を行う人の疾病その他の理由により、短期間の入所を必要とする障がい者につき入所、排せつ及び食事の介護などを行います。
	生活介護	常に介護を必要とする人に、障害者支援施設、その他の施設において入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに、創作的活動又は生産活動の機会の提供などを行います。

■ 日中系活動サービス

	サービスの種類	サービス内容
訓練等 給付	自立訓練 (生活訓練)	地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上等のため一定の支援を行います。
	宿泊型自立訓練	居室その他の設備を利用させるとともに、家事等の日常生活能力を向上させるための支援、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行います。
	就労移行支援	必要な知識及び能力向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援を行います。
	就労継続支援A型	生産活動その他の活動の機会の提供、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な支援を行います。
	就労継続支援B型	生産活動その他の活動の機会の提供、就労に必要な知識及び能力向上のために必要な訓練その他の必要な支援を行います。

■ 入所・居住系サービス

サービスの種類	給付の種類	サービス内容
共同生活援助 (グループホーム)	訓練等給付	共同生活を行う住居で、夜間や休日等において相談や調理・掃除等の日常生活の援助を行います。身体の状況に応じて、入浴、排せつ、食事等の介護を行います。
施設入所支援	介護給付	夜間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、生活等に関する相談その他日常生活上の支援を行います。

◇利用者負担について

それぞれの所得に応じて自己負担上限月額が設定されます。

◇申請窓口・お問い合わせ先（お住まいの区により異なります。）

葵福祉事務所	障害者支援課	☎ 221-1099
駿河福祉事務所	障害者支援課	☎ 287-8690
清水福祉事務所	障害者支援課	☎ 354-2168
清水福祉事務所	蒲原出張所	☎ 385-7790

2 サービス等利用計画

障害福祉サービスを利用する方は、「サービス等利用計画」を作成する必要があります。「サービス等利用計画」とは、サービス利用者を支援するための中心的な総合計画（トータルプラン）であり、障害福祉サービスの利用を希望するご本人の解決すべき課題、その支援方針、利用するサービスなどが記載されます。この計画は、福祉、保健、医療、教育、就労などの幅広い支援から、ご本人にとって最も適切なサービスの組み合わせを検討し作成されます。

この「サービス等利用計画」を作成するのが、市が指定する「指定特定相談支援事業者」です。

■ 市内の指定特定相談支援事業者 ※利用に際しましては直接、各事業所にお問い合わせください。

【葵区所在の事業所】

サポートセンター コンパス北斗	〒421-1211 慈悲尾180番地	☎278-7828	月～金 8：30～17：30 (祝日・年末年始を除く。) ※利用される際には、事前にご連絡をお願いします。
みんなのセンター	〒420-0852 紺屋町11-1 ガーデン スクエアビル9 F-C	☎221-5544	月～金 10：00～16：00 (祝日・年末年始を除く。)
障害者生活支援センター 城東	〒420-0846 城東町24-1	☎249-3187	月～金 8：30～17：15 (祝日・年末年始を除く。)
ホープ	〒420-0853 追手町46 中町C Fビル4 F	☎260-7701	月～金 9：00～17：00 (年末年始を除く。) ※相談は予約制です。事前に 電話連絡をしてください。
リライフ	〒420-0813 長沼647	☎261-3476	月～金 9：00～16：00 (祝日・年末年始を除く。) ※相談は予約制です。事前に 電話連絡をしてください。
相談支援事業所・わ	〒420-0856 駿町町1-27	☎275-0070	月～金 9：00～17：30 (祝日・年末年始を除く。) ※利用される際には、事前 に連絡をしてください。
ラン	〒421-1212 千代一丁目10-20	☎278-6161	月～金 9：00～17：00 (祝日・年末年始を除く。)
橋本福祉総合事務所 計画相談支援サービス	〒420-0949 与一五丁目13-30-2	☎221-5025 又は ☎090-7687-5427	月～土 13：00～18：20 (祝日・年末年始を除く。) ※介護保険のケアマネージャー 対応も可能です。
相談支援センター わらしな	〒421-1224 飯間2263	☎278-2538	月～金 8：30～17：00 (祝日・年末年始を除く。)

【駿河区所在の事業所】

障害者相談支援センター ピロス	〒422-8063 馬淵二丁目9-13	☎654-2800	月～金 9：00～18：00 (年末年始を除く。)
地域生活支援センター おさだ	〒421-0113 下川原五丁目36-60	☎257-5605	火～土 9：30～17：00 (祝日・年末年始を除く。)
日本平支援センター	〒422-8004 国吉田六丁目7-24	☎297-3106	月～金 8：30～17：00 (祝日・年末年始を除く。)
ピアサポート	〒422-8021 小鹿二丁目1-15	☎287-5588	月～金 9：00～18：00 (祝日・年末年始を除く。) ※ご相談の場合は、まず電話 にてご連絡ください。

【清水区所在の事業所】

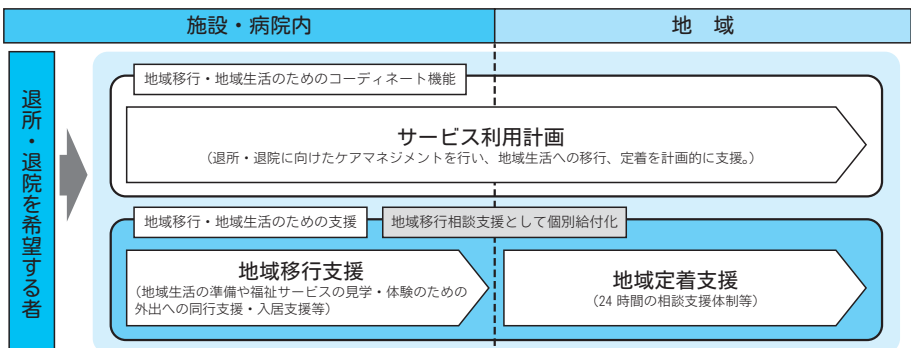
はーとばる	〒424-0934 村松原三丁目14-8	☎337-1746	月～土 9：00～17：00 (祝日・GW・年末年始を除く。) ※まずご連絡ください。
清水障害者サポートセ ンターそら	〒424-0114 庵原町219-18	☎366-7781	月～金 9：00～17：00 (祝日・年末年始を除く。)

◇事業者に代わり、本人や家族、支援者等が計画（セルフプラン）を作成することも可能です。詳しくは障害福祉サービスの申請窓口にお問い合わせください。

3 地域相談支援（自立支援給付）

地域相談支援には、施設・病院内において地域で生活するための準備や福祉サービスの見学・体験のための外出への同行支援・入居支援などを行う「地域移行支援」と、24時間の相談支援体制等を行う「地域定着支援」があります。

障害支援区分の認定は不要ですが、障害支援区分認定調査の調査項目に係る調査は実施されません。



◇利用者負担について

所得に応じて自己負担上限月額が設定されます。

◇申請窓口・お問い合わせ先（お住まいの区により異なります。）

葵福祉事務所 障害者支援課	☎ 221-1099
駿河福祉事務所 障害者支援課	☎ 287-8690
清水福祉事務所 障害者支援課	☎ 354-2168
清水福祉事務所 蒲原出張所	☎ 385-7790

4 地域生活支援事業

障がいのある方が、その有する能力や適性に応じ、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態による事業を実施し、障がい者の福祉の増進等を図ることを目的とします。

事業名	内 容
相談支援事業	障がいのある方、その介護者などからの相談に応じ、必要な情報の提供等や権利擁護のために必要な支援を行います。
地域活動支援センター事業	障がいのある方に、創作的活動または生産活動の機会を提供するとともに、社会との交流の促進、日常生活に必要な便宜を提供します。
移動支援事業	自立支援給付の対象とならない外出に対して支援を行い、自立生活や社会参加を促します。
成年後見制度利用支援事業	障がいにより、判断能力が不十分な方を、法律面や生活面で保護をしたり支援をします。

掲載のサービスは精神障がいのある方が該当すると思われるサービスです。その他にもサービスはありますので、詳しくは職員にお問い合わせください。

◇お問い合わせ先

保健所精神保健福祉課（企画係） ☎249-3179

《移動支援の申請窓口・お問い合わせ先》（お住まいの区により異なります。）

葵福祉事務所 障害者支援課	☎ 221-1099
駿河福祉事務所 障害者支援課	☎ 287-8690
清水福祉事務所 障害者支援課	☎ 354-2168
清水福祉事務所 蒲原出張所	☎ 385-7790

《成年後見制度利用支援のお問い合わせ先》（お住まいの区により異なります。）

葵福祉事務所 障害者支援課	☎ 221-1099
駿河福祉事務所 障害者支援課	☎ 287-8690
清水福祉事務所 障害者支援課	☎ 354-2168
清水福祉事務所 蒲原出張所	☎ 385-7790

地域活動支援センター

※地域活動支援センター

地域で生活をしている方の日常生活の援助、日常的な相談への対応、地域交流活動などを行い、社会復帰と自立、社会参加の促進を図ることを目的とした施設です。

静岡市支援センターなごやか

〒420-0846 葵区城東町24-1 城東保健福祉エリア保健福祉複合棟 3 F
☎249-3189 FAX 209-0163

交通手段 しずてつバス JR静岡駅前より
安東循環線水落回り（10番乗り場）「城東保健福祉エリア」停留所下車。
県立病院高松線（10番乗り場）「アイセル21」停留所下車。徒歩10分。

利用料 月額500円または1日100円（ひと月上限500円）
※新規に利用を希望される方は、まずはお電話にてお問い合わせください。

地域生活支援センターおさだ

〒421-0113 駿河区下川原5-36-60
☎257-5605 ☎257-5565（相談専用電話） FAX 257-5605

交通手段 しずてつバス JR静岡駅前より
中原池ヶ谷線（2番乗り場）「下川原五丁目」停留所下車徒歩5分。
東新田下川原線（7番乗り場）「下川原」停留所下車徒歩10分。

利用料 月額500円または1日100円（ひと月上限500円）

はーとぱる

〒424-0934 清水区村松原3-14-8

☎337-1746 FAX 336-7655 E-mail : heartpal@gaea.ocn.ne.jp

交通手段 しずてつバス JR清水駅前より
山原梅蔭寺線（2番乗り場）「五分団前」停留所下車徒歩3分。
港南厚生病院線忠霊塔前行き（2番乗り場）「鉄舟寺」停留所下車
徒歩10分。

利用料 月額500円または1日100円（ひと月上限500円）

5 地域生活体験支援事業

精神科病院へ長期入院している精神に障がいのある方に対し、グループホーム等の居室を利用して短期間の体験宿泊を行うことにより、その方の地域生活のイメージづくりや生活能力の評価を通じて地域移行を支援します。

◇対象者

静岡市内に住所があり、市内の精神科病院に入院中の方で、主治医から事業の利用について承諾を受けた方。

◇期間

月曜日～木曜日までの間の連続した4日間の中で、利用者が希望する期間。

◇費用

一泊1,500円程度（食費等実費）

◇申し込み・お問い合わせ先

保健所精神保健福祉課（相談支援係） ☎249-3174

4 就労支援に関すること

1 就労支援相談窓口・就労支援制度

■ 障害者相談窓口

障がいのある方の職業相談、職業訓練等の相談窓口です。

◇お問い合わせ先

ハローワーク（P29）

静岡障害者職業センター（P29）

■ 障害者トライアル雇用

障がいのある方を試用雇用（トライアル雇用）として3ヶ月を限度に雇っていただき、企業と障がいのある方相互の理解を深めることにより、双方の不安などを軽減して、これまで障がい者雇用のなかった企業への障がい者雇用のきっかけをつくり、障がいのある方の常用雇用への移行を促進する制度です。

◇お問い合わせ先

ハローワーク（P29）

■ 職業準備支援

障がいのある方に対し、センター内での作業体験や各種講座などを通して、就職活動や働き続けるための課題を把握し、職業に対する知識の習得、職場でのコミュニケーションなど社会生活能力、作業遂行力などを高めるための支援を行います。精神障がいや発達障がいのある方には、それぞれの状況に応じたカリキュラムを設けています。

◇支援期間

8週間から12週間を標準的な期間としています。

◇利用料金

受講にかかる費用は無料ですが、交通費・昼食代は自己負担となります。

◇お問い合わせ先

静岡障害者職業センター（P29）

■ ジョブコーチ支援

障がいのある方が職場に適応できるよう、ジョブコーチが職場に出向き、障がい特性に応じたきめ細かな支援を行います。雇用前、雇用と同時に、雇用後いずれの時期でも活用していただけます。

◇支援期間

標準期間は2ヶ月～3ヶ月間ですが、1ヶ月～7ヶ月間の範囲で個別に設定します。

◇利用料金

無料です。

◇お問い合わせ先

静岡障害者職業センター（P29）

■ 精神障害者の職場復帰支援（リワーク支援）

うつ病などの精神疾患により休職中の方に対し、復職に向けてのウォーミングアップの場を提供し、事業主、主治医等と連携を図りながら円滑な職場復帰を支援します。

◇支援期間

12週間を標準的な期間としています。

◇利用料金

無料です。

◇お問い合わせ先

静岡障害者職業センター（P29）

■ 障害者就業・生活支援センター事業

障がいのある方の就労と就業生活に関する相談援助を行います。現在働いている方やこれから就職を目指す方に対して、就職から職場定着にかかる支援、職業生活を安心して送るための生活支援を一貫して行います。

◇相談受付時間

9：00～16：00（土・日・祝日、夜間は留守番電話にて対応）

相談は予約制です。まずはお電話ください。

◇利用料金

相談、利用ともに無料です。

◇お問い合わせ先

社会福祉法人 明光会 障害者就業・生活支援センターさつき（P29）

■ その他の支援

合同就職面接会

求人企業と求職者が一同に会し就職面接を実施します。

◇お問い合わせ先

ハローワーク（P29）

静岡市内就労支援関連機関一覧

機 関 名	所在地	電話番号
ハローワーク静岡	駿河区西島235-1	238-8603
ハローワーク清水	清水区松原町2-15清水合同庁舎 1 F	351-8606
静岡障害者職業センター	葵区黒金町59-6大同生命静岡ビル 7 F	652-3322
社会福祉法人 明光会 障害者就業・生活支援センターさつき	葵区慈悲尾180	277-3019

5 相談機関に関すること

1 相談支援事業所

精神の病気や障がいのある方を対象に、生活全般のお悩み相談をお受けします。地域で生活する方ごなたでもご利用いただけます。相談に関する費用は無料です。相談を希望される方は、まずはお電話にてお問い合わせ下さい。

- 静岡市支援センターなごやか ☎249-3189
- 地域生活支援センターおさだ ☎257-5565
- はーとぱる ☎368-6308

※住所等詳しくはP25・26をご参照ください

2 静岡市保健所

■ 精神科医による精神保健相談（要予約）

各区において毎月1回、精神科医師による無料相談を実施しています。予約制ですので、事前にお申し込みください。

◇実施日・会場（実施日は変更する場合がありますので、予約時にご確認ください。）

- ①葵区 第1火曜日 保健所 精神保健福祉課
- ②駿河区 第3火曜日 駿河福祉事務所 障害者支援課
- ③清水区 第4水曜日 清水福祉事務所 障害者支援課

◇申し込み・お問い合わせ先

- ①葵区 葵福祉事務所 障害者支援課 ☎ 221-1099
- ②駿河区 駿河福祉事務所 障害者支援課 ☎ 287-8690
- ③清水区 清水福祉事務所 障害者支援課 ☎ 354-2168

◆保健所 精神保健福祉課（相談支援係） ☎ 249-3174

■ 酒害相談

毎月1回、断酒会員による無料の酒害相談を実施しています。予約制ですので、事前にお申し込みください。

◇実施日・会場（実施日は変更する場合がありますので、予約時にご確認ください。）

毎月第4金曜日 保健所 精神保健福祉課

◇申し込み・お問い合わせ先

保健所 精神保健福祉課（相談支援係） ☎249-3174

■ 精神保健福祉相談

精神保健福祉士、精神保健福祉相談員、保健師などが、精神の病気の相談や障がいのある方の社会復帰の相談に応じています。ご本人だけでなく、ご家族の相談でもお受けします。

①電話相談（随時）

②面接相談（事前にご連絡ください。）

◇申し込み・お問い合わせ先

葵福祉事務所 障害者支援課	☎ 221-1099
駿河福祉事務所 障害者支援課	☎ 287-8690
清水福祉事務所 障害者支援課	☎ 354-2168
清水福祉事務所 蒲原出張所	☎ 385-7790

③ 静岡市こころの健康センター

■ 精神保健福祉に関する来所相談

うつ病などの精神疾患に関する悩み、アルコール問題、薬物問題、事件・事故や家族との死別にもなうこころの問題などについて、ご本人またはご家族の相談を受けています。

◇実施日 月・水・金の午前（ただし祝・休日、12月29日～1月3日を除く）

予約制ですので、前もってお電話でご予約ください。

◇申し込み、お問い合わせ先

静岡市こころの健康センター

〒420-0821 葵区柚木240 ☎262-3011

■ りんどう相談室（自死遺族のためのメンタルケア来所相談）

大切な方を自死で亡くされた方を対象に相談を受けています。

◇実施日 月・水・金の午前（ただし祝・休日、12月29日～1月3日を除く）

予約制ですので、前もってお電話でご予約ください。

◇申し込み、お問い合わせ先

静岡市こころの健康センター

〒420-0821 葵区柚木240 ☎262-3011

■ てるてる・ハート（うつ病に関する電話相談）

専門の相談員が、うつ病に関する電話相談を受けています。

◇相談日 月～金の13：00～16：00（ただし祝・休日、12月29日～1月3日を除く）

☎262-3033

4 相談機関等

■ 精神科救急情報ダイヤル

精神科医療機関へ緊急に受診したいとき、お電話してください。精神科専門スタッフが対応します。かかりつけの医療機関がある方は、まずそちらにご相談ください。

名称（運営主体）	時間	電話番号
精神科救急情報ダイヤル （静岡市・静岡県・浜松市）	24時間対応（日・祝日含む）	253-9905

■ いのちの電話

こころに悩みを抱えていたり、命を断ちたい程の孤独や不安に苦しんでいる方のご相談に対応します。

名称（運営主体）	時間	電話番号
静岡いのちの電話（静岡いのちの電話）	毎日12：00～21：00	272-4343
いのちの電話フリーダイヤル（厚生労働省）	毎月10日 8：00～翌日8：00	0120-738-556

■ 静岡市暮らし・しごと相談支援センター

「暮らし」や「しごと」でお困りの方、不安のある方のご相談をお受けし、「生活の立て直し」をお手伝いします。

名称（運営主体）	時間	電話番号	備考
静岡市暮らし・しごと 相談支援センター （静岡市）	月～金 9：00～17：00 （祝祭日・年末年始を除く）	葵 区：249-3210 駿河区：286-9550 清水区：371-0305	（委託先） 静岡市社会福祉協議会

■ 障害者110番相談窓口

身体障がいや知的障がい、精神障がい、難病の当事者またはその家族が抱えている悩みごとやお困りのこと（人権や権利、生活全般、就労など）について、社会福祉士等資格を持った職員や、身体障がい、知的障がい、精神障がいの当事者または家族の相談員が対応します。

名称（運営主体）	時間	電話番号	備考
静岡市障害者 相談支援推進センター （静岡市）	月～金 9：00～17：00 （祝祭日・年末年始を除く） 【障がい別窓口（精神）】 毎週木 10：00～16：00	電話：275-1816 FAX：275-1818 面接：事務所 （中央福祉センター）	（委託先） 静岡市障害者協会

■ その他

名称（運営主体）	時間	電話番号	備考
こころの電話 （静岡県精神保健福祉センター）	月～金 8：30～17：00 （祝日年末年始を除く） ※ 17：00 以降は静岡いのちの電話、浜松いのちの電話に転送されます。	☎285-5560	こころの悩み、精神保健福祉に関することなど
若者こころの悩み相談 ～生きるのがつらくなったあなたへ～ （静岡県精神保健福祉センター）	月～金 9：00～16：00 （祝日・年末年始を除く）	☎285-7522	概ね40歳未満の若者のこころの悩みに関する電話相談 （家族からの相談も可）
ハロー電話「ともしび」 （静岡県総合教育センター）	平日・土・日・祝 9：00～17：00 （年末年始を除く）	☎289-8686	青少年の悩み相談、保護者との教育相談、悩み相談など
静岡電話相談室 （一社）日本産業カウンセラー協会 中部支部静岡事務所	月・金（週2日） 13：30～16：30	☎254-5170	職場における人間関係、家族、こころの悩みなど
静岡市発達障害者支援センター 「きらり」 （社会福祉法人 静岡県済生会）	月～金 8：30～17：00 （祝日・年末年始を除く）	☎285-1124	自閉症・発達障がいに関する相談に応じます。
女性のためのカウンセリング （静岡市男女参画・多文化共生課）	火・水・金 10：00～20：00 木・土 10：00～16：00 （祝日・年末年始を除く）	☎248-1234	女性を取り巻く様々な問題や悩み等の相談に女性カウンセラーが応じる
メンズほっとライン静岡 （静岡市男女参画・多文化共生課）	毎月第2・4火曜 19：00～21：00 （祝日を除く）	☎274-0105	男性を対象にした電話相談
あざれあ女性相談 （静岡県男女共同参画課）	月・火・木・金 9：00～16：00 水 14：00～20：00 第2土曜 13：00～18：00 （祝日・休館日を除く）	☎272-7879	女性が生活する上で直面するあらゆる悩みに女性の相談員が相談に応じます。
あざれあ男性相談 （静岡県男女共同参画課）	毎月第1・3土曜 13：00～17：00 （休館日を除く）	☎272-7880	生き方、家庭、仕事、健康などの悩みについて男性の相談員が相談に応じます。
県警ふれあい相談室 （警察本部警察相談課）	24時間受付	☎254-9110 （プッシュ回線＃9110）	事件事故や犯罪被害に関する相談、要望、意見
静岡犯罪被害者支援センター （静岡犯罪被害者支援センター）	月～金 10：00～16：00 （祝日・年末年始を除く）	☎651-1011	犯罪被害に関すること
人権相談所 （静岡地方法務局）	月～金 8：30～17：15 （祝日・年末年始を除く）	☎0570-003-110	差別的取り扱い、暴行、虐待などいろいろな人権侵害
てんかんホットライン （静岡てんかん・神経医療センター）	毎日 9：00～22：00	☎246-4618	てんかんの診療や支援に関する相談 [相談窓口] 医療福祉相談室

6 関係団体に関すること

■ 精神障害者家族会

家族会は、精神障がいのある方の家族の集まりです。悩みや心配事を語り合い、お互いに励まし合い、助け合うところです。また、福祉制度や病気について学び、正しい知識を身につける場でもあります。差別や偏見のない社会をつくるため、地域に働きかける活動もしています。

◆NPO法人 静岡市静心会

事務局 静岡市葵区末広町110番地和光ビル別館 2階 静岡市静心会事務所
TEL/FAX271-3100

【目的】

- ・精神保健福祉に関する知識の普及と啓蒙
- ・精神障がい者及び家族に対する誤解と偏見をなくす運動
- ・精神障がい者の支援と処遇改善のための要望活動等

【主な活動】

- ・総会、講演会の開催
- ・学習会、会員との交流
- ・地区会の開催（随時）
- ・静心会だよりの発行（年4回程度）
- ・会員相互の交流の場として、「心をつなぐサロンの日」開催
（10月、11月第2土曜日 13：30～、会事務所）

【相談】

◇家族相談◇

毎週月曜日 13：00～16：00（場所：事務局内 電話受付可）

※月曜日以外の火曜日～金曜日 13：30～16：00も相談対応をしています。

※「家族だからこそわかることがあります。」会員以外の方もお気軽にご相談ください。

◆NPO法人 清水地域精神保健福祉心明会

事務局 静岡市清水区本郷町1番5号
連絡先 TEL/FAX385-3409（理事長：久保田 兼子宅）

【目的】

- ・当事者を抱える家族同士、お互いに励まし合い、心の支えとなる家族会を目指す。
- ・当事者が地域で普通に暮らしていくための生活、就労支援と処遇改善の要望活動。
- ・精神保健福祉に関する知識の普及・啓発に努め、誤解や偏見をなくす運動。

【主な活動】

- ・総会・講演会・学習会の開催（機関誌『しんめい』発行）

- ・会員合同懇親会・作業所新年地域交流会等会員と地域との交流
- ・心明会いはら共同作業所（就労支援B型）の運営
（TEL：363-3311、FAX：363-3312）
- ・当事者へのクリスマスプレゼント
- ・バス旅行等家族会行事やイベント等に参加

【相談】

◇家族相談◇

- ・久保田相談員 月～金 10：00～17：00 TEL/FAX：385-3409
- ・芦澤相談員 木 10：00～15：00 TEL：334-5315

※「家族だからこそわかることがあります。」皆様お気軽にご相談下さい。

■ 断酒会

アルコール依存症からの回復を目指す方たちの自助グループです。定期的に例会が行われ、本人や家族が体験談を語り合います。お互いに励ましあいながら断酒をし、日々の生活の充実をはかります。また、酒害問題に悩んでいる方への援助活動も行っています。

(社)静岡県断酒会

〒421-2124 葵区足久保口組946-2 静岡県断酒会館内 ☎296-1143

断酒会	代表者	所在地	電話番号
静岡・東北断酒会	白鳥 長一	〒420-0803 葵区千代田6-21-5	262-6231
静岡・中西断酒会	山崎 健司	〒420-0945 葵区桜町1-4-19	272-1503
静岡・南断酒会	富田 勝彦	〒421-0121 駿河区広野5-23-12	259-8175
静岡・清水断酒会	塚本 勲	〒424-0016 清水区天王西8-18	367-7338
静岡・庵原断酒会	美尾 昇吾	〒421-3103 清水区由比375-11	375-5610

7 権利や財産の保護に関すること

1 成年後見制度

精神上の障がいにより判断能力が不十分な方を、法律面で支援する制度です。

◇どんな人が利用できますか。

- ①認知症や精神障がい、知的障がいなどによって物事を判断する能力が十分でない方。(法定後見制度)
- ②将来、判断能力が不十分になった場合に備えておきたい方。(任意後見制度)

◇制度の特徴

成年後見制度は、本人の心身や生活の状況に配慮しながら、本人に代わって資産や年金などの財産を管理したり、介護保険サービスなどの必要な契約を結んだりすることにより、判断能力が十分でない方を保護し、支援する制度です。

成年後見制度は、大きく分けると法定後見制度と任意後見制度があります。

■ 法定後見制度

判断能力が十分でなくなってから、家庭裁判所によって選ばれる本人の権利を守る援助者（成年後見人等）が本人に代わって財産管理や必要な契約を結んだり、悪徳商法などの契約を取り消すことなどにより本人を法的に支援する制度です。

法定後見制度は、判断能力の度合いによって、次の3つに区分され、本人の判断能力に見合った制度を利用できるようになっています。

後見：判断能力が全くない場合

- 例 日常的な買い物も自分でできない。
重度の認知症で自分の年齢さえも答えられない。

保佐：判断能力が著しく不十分な場合

- 例 日常の買い物はできるが、重要な財産行為はできない。
本人が自覚しない物忘れがしばしばある。

補助：判断能力が不十分な場合

- 例 重要な財産の売買等の行為は、誰かに援助してもらったほうがいい。
物忘れはあるが、本人にもその自覚がある。

■ 任意後見制度

任意後見制度は、本人に十分な判断能力があるうちに、将来、判断能力が不十分な状態になった場合に備えて、あらかじめ自らが選んだ代理人（任意後見人）に、自分の生活、療養看護や財産管理に関する事務について代理権を与える契約（任意後見契約）を公証人の作成する公正証書によって結んでおくものです。

◇お問い合わせ先

成年後見の申立て の手続きについて	静岡家庭裁判所 〒420-8604 葵区城内町1-20	☎903-8275
任意後見制度について	静岡公証人合同役場 〒420-0853 葵区追手町2-12 安藤ハザマビル3F	☎252-8988

2 日常生活自立支援事業

判断能力が十分でない高齢者（認知症等）や障がい者（精神障がい者・知的障がい者）などが地域で安心して自立した生活が送れるように、日常生活に関する相談支援や日常的な金銭管理を行う事業です。

「生活支援員」が支援計画に基づいて具体的な援助を行います。

◇実施内容

- ・福祉サービスを上手に利用するための、情報提供や利用手続きの援助。
- ・公共料金の支払いや年金の受領の確認など、日常的なお金の管理に対する援助。
- ・通帳や証書など大切な書類の保管

◇利用の手続き

社会福祉協議会に相談すると、地域福祉権利擁護センターの専門員がお話を聞きながら「支援計画」を作ります。そして契約締結審査会で利用希望者の利用の意思などを確認したうえで、その支援計画に基づき契約を結んで援助が始まります。

生活支援員の援助内容に不満や苦情のあるときは、静岡市地域福祉権利擁護センターに申し立てすることができます。

◇利用料

契約を結んだうえでの援助については、有料となります。ただし、生活保護を受けている方は免除されます。

◇お問い合わせ先

静岡市社会福祉協議会 静岡市地域福祉権利擁護センター

〒420-0854 葵区城内町1-1 静岡市中央福祉センター内 ☎273-8090

8 災害時の対応に関すること

1 災害時に必要なもの

- ・貴重品（現金、通帳、印鑑、免許証など）
- ・ 7日分程度の食料
（うち3日分については、カンパンや缶詰など調理をしなくても食べられるもの）
- ・ 1人あたり1日3Lの水を7日分
- ・ 医薬品（病人やお年寄りの常備薬、またはお薬手帳なども忘れずに）
- ・ 衣類（下着、上着、タオルなど）
- ・ その他、ラジオ（FMが聞けると良い）、懐中電灯、予備の電池、歯ブラシなど

持ち出す時のことを考えて男性で15kg以下、女性で10kg以下を目安にまとめるとよいでしょう。乳幼児のいる家庭では粉ミルクや紙おむつも必要です。家族構成に考慮した最小限度のものを用意してください。

～災害時の薬の管理～

薬の持ち出しについて

いつも数日分の薬がある状態しておきましょう。

処方箋の薬については、災害時用の備蓄として事前に多めにもらうことができません。普段から、薬が完全になくなる前に医師または薬剤師に相談することが大切です。

2 静岡市災害時要援護者避難支援制度

高齢者や障がいのある方など災害時の避難に支援を必要とする方を自主防災組織（自治会、町内会）などの地域住民が支援していく制度です。

精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方に対し、窓口で制度の説明をしています。登録を希望する場合、登録申請書の提出が必要となります。

◇申請窓口（お住まいの区により異なります。）

葵福祉事務所 障害者支援課	☎ 221-1099
駿河福祉事務所 障害者支援課	☎ 287-8690
清水福祉事務所 障害者支援課	☎ 354-2168
清水福祉事務所 蒲原出張所	☎ 385-7790

9 医療機関に関すること

1 市内の医療機関

■ 精神科病院

名称	所在地 電話番号	外来診察日時								デイケア	訪問看護	備考	
静岡県立こころの医療センター	〒420-0949 葵区与一4-1-1 ☎271-1135	一般外来 9:00～ 11:00	月	火	水	木	金	土	日	祝	○	○	予約制。 予約受付時間 9:00～16:00 初めて受診される際は事前に連絡をしてください。 老=老年期
	予約専用ダイヤル ☎271-1166	13:00～ 15:00	/	/	/	老	/	/	/	/			
溝口病院	〒420-0813 葵区長沼647 ☎261-3476	9:00～ 12:00	月	火	水	木	金	土	日	祝	○	○	初診は予約制。電話にてご連絡ください。 静岡市認知症疾患医療センター 初診の受付は11:00まで (再診受付は11:30まで)
	静岡市認知症疾患医療センター 専用ダイヤル ☎261-4165		○	○	○	休	○	○	休	休			
第一駿府病院	〒420-0816 葵区沓谷1-30-20 ☎245-6251	9:00～ 12:30	月	火	水	木	金	土	日	祝	○		初診予約制。事前にお問い合わせください。デイナイトケア実施。
清水駿府病院	〒424-0929 清水区日立町17-8 ☎334-2424 ※334-5999 (※救急時のみ利用可)	9:00～ 12:00	月	火	水	木	金	土	日	祝	○	○	精神科救急基幹病院。 精神科救急病棟有り。デイナイトケア実施。初診の受付は10:30まで。 (再診受付は11:30まで)
日本平病院	〒424-0917 清水区駒越 2359-24 ☎334-2135	9:00～ 12:00	月	火	水	木	金	土	日	祝	○	○	受付は11:00まで。 初診の方は予約制ではありませんが、事前にご連絡ください。

■ 総合病院

名称	所在地 電話番号	外来診察日時								デイケア	訪問看護	備考	
静岡県立こども病院 (児童精神科)	〒420-8660 葵区漆山860 ☎247-6251	午前 (初診・再診) 午後 (再診)	月	火	水	木	金	土	日	祝	×	×	紹介予約制。 中学3年生以下。 直接お問い合わせください。

名称	所在地 電話番号	外来診察日時							ディ ケ ア	訪 問 看 護	備考		
		月	火	水	木	金	土	日				祝	
静岡済生会総合病院 (精神科)	〒422-8527 駿河区小鹿1-1-1 ☎285-6171	午前	月	火	水	木	金	土	日	祝	×	×	原則として外来初診は受け付けていません。(入院患者様を主に診察しています)
			休	○	休	休	○	休	休	休			
静岡市立静岡病院 (精神科)	〒420-8630 葵区追手町10-93 ☎253-3125	午前	月	火	水	木	金	土	日	祝	×	×	身体疾患治療のために当院へ継続的に通院されている方を対象としています。受診の際はあらかじめ当科へお問い合わせください。
			/	○	○	/	/	休	休	休			
静岡市立清水病院 (精神科)	〒424-8636 清水区宮加31231 ☎336-1111	午前	月	火	水	木	金	土	日	祝	×	×	紹介予約制。電話にてお問い合わせください。 ※14:00まで
		午後	休	休	休	○	休	休	休	休			

■ 市内のクリニック・診療所

名称	所在地 電話番号	外来診察日時							ディ ケ ア	訪 問 看 護	備考		
		月	火	水	木	金	土	日				祝	
さざ波てんかん神 経クリニック (精神科・心療内科)	〒420-0852 葵区紺屋町4番地 の8 ガーデンスクエア 第3ビル2階のB ☎205-3080	9:00~ 12:30	月	火	水	木	金	土	日	祝	×	×	予約制。 てんかん治療実施。 受診前にお問い合わせください。
		15:00~ 18:30	休	○	○	○	○	/	休	休			
		14:00~ 17:00	/	/	/	/	○						
あおいクリニック (心療内科・神経 科・精神科)	〒420-0033 葵区昭和町1-6サ ン・フォレスト静 岡昭和町ビル5F ☎205-6666	10:00~ 13:00	月	火	水	木	金	土	日	祝	×	×	予約制。 ショートケア (リワークも含む)実施。 光トポグラフィ実施。
		15:00~ 19:00	○	○	休	○	○	休	休	休			
		14:30~ 17:30	/	/	/	/	○						
はなみずきクリニック (心療内科・精神 科・老年精神科)	〒420-0866 葵区西草深町 16-10 ☎205-3300	9:00~ 12:30	月	火	水	木	金	土	日	祝	○	×	予約制。初めて受診される際は事前に連絡をしてください。
		15:00~ 18:30	○	○	○	隔 週 休 診	○	/	休	休			

名称	所在地 電話番号	外来診察日時							ディ ケ ア	訪 問 看 護	備考		
城北公園クリニック (心療内科・精神科)	〒420-0886 葵区大岩4-25-43 ☎245-6700	9:00~ 11:30	月	火	水	木	金	土	日	祝	×	×	予約制。 受診される際は事前に 連絡をしてください。 (月~水曜・土曜は再診 のみ)
		15:00~ 17:30	○	○	○	○	○	○	休	休			
神経内科木村クリニック (精神科・内科・ 神経内科)	〒420-0839 葵区鷹匠1-12-8 ☎251-3012	9:00~ 12:30	月	火	水	木	金	土	日	祝	×	×	初診のみ予約制(初診の 受付は木曜日のみ)。初 めて受診される際は事前 に連絡をしてください。 第3土曜日は休診となり ます。 思春期相談も行っており ます。(予約制)
		9:00~ 12:00	/	/	○	/	/	○	休	休			
		15:00~ 17:30	○	○	/	○	○	/	休	休			
あおばこころの クリニック (精神科・心療内科)	〒420-0839 葵区鷹匠3-17-6 ☎200-2227	9:00~ 12:30	月	火	水	木	金	土	日	祝	×	×	予約制。 認知症治療(コウノメソ ッド)
		14:00~ 17:30	休	○	○	○	/	/	休	休			
		15:30~ 17:30	/	/	/	○	/	/	休	休			
ハート・ルーチェ クリニック (女性心療内科・ 精神科)	〒420-0853 葵区追手町46 中町CFビル3 F ☎251-1225	9:30~ 12:00	月	火	水	木	金	土	日	祝	×	×	予約制。 初めて受診される際は事 前に連絡をしてください。 月末日は休診となります。
		14:00~ 17:30	○	○	休	○	○	/	休	休			
おくむらメンタル クリニック (精神科・心療内科)	〒422-8061 駿河区森下町1-30 サンコビル2 F ☎286-7707	8:30~ 12:00	月	火	水	木	金	土	日	祝	×	×	初診のみ予約制。 初めて受診される際は事 前に連絡をしてください。
		14:30~ 18:00	○	○	休	○	○	/	休	休			
		13:30~ 15:00	/	/	/	/	/	○	休	休			
するがハートクリニック (心療内科・精神科)	〒422-8062 駿河区稲川1-1-10 コモドベルデ2 F ☎281-0555	9:00~ 12:00	月	火	水	木	金	土	日	祝	×	×	女性専用です。 初診、再診ともに予約制。 受診の際は事前に連絡を してください。※14:00 まで
		14:00~ 18:00	○	○	○	休	○	※	休	休			

名称	所在地 電話番号	外来診察日時								ディ ケ ア	訪 問 看 護	備考	
南町クリニック (心療内科・精神科)	〒422-8067 駿河区南町4-14グ ランドメゾン静岡 ザタワー101-1 ☎266-3730	9:00~ 12:00	月	火	水	木	金	土	日	祝	×	×	予約制。初めて受診される際は事前に連絡をしてください。 ※14:00まで。
		14:30~ 18:00	休		○	○	○	○	※	休			
桜心メンタルクリニック (心療内科・神経科・精神科)	〒422-8041 駿河区中田3-1-38 エスベラル中田 1階 ☎202-8118	9:00~ 12:30	月	火	水	木	金	土	日	祝	×	×	予約制。初めて受診される際は事前に連絡をしてください。 ※14:00まで
		14:30~ 18:00	○	○	休		○	○	※	休			
吉田クリニック (精神科・心療内科)	〒424-0817 清水区銀座1-23 ☎361-0660	9:00~ 12:00	月	火	水	木	金	土	日	祝	×	×	初めて受診される際は事前に連絡をしてください。
		15:00~ 19:00	○	/	○	休	○	/	休	休			
有原医院 (内科・精神科)	〒424-0901 清水区三保915-2 ☎334-0634	8:30~ 12:30	月	火	水	木	金	土	日	祝	×	×	
		15:30~ 17:30	○	×	×	休	○	/	休	休			
工藤クリニック (精神科・心療内科)	〒424-0816 清水区真砂町1-12 ☎367-9633	9:00~ 12:00	月	火	水	木	金	土	日	祝	×	×	予約制。受診の際は事前に連絡をしてください。
		14:00~ 17:00	○	○	休		○	○	休	休			
くさなぎメンタル クリニック (精神科)	〒424-0886 清水区草薙1-4-13 ☎349-1000	9:00~ 12:00	月	火	水	木	金	土	日	祝	×	×	初めて受診される際は事前に連絡をしてください。
		14:00~ 17:00	○	○	○	○	○	/	休	休			
^{ひし} 東クリニック (精神科・心療内科)	〒424-0806 清水区辻1-3-18 ☎364-3999	9:00~ 12:00	月	火	水	木	金	土	日	祝	×	×	初診時予約制
		13:30~ 17:30	○	○	/	○	○	/	休	休			
新清水クリニック (精神科・心療内科)	〒424-0821 清水区相生町3-3 鈴与新清水ビル2F ☎355-5522	9:00~ 12:00	月	火	水	木	金	土	日	祝	○	×	初めて受診される際は事前に連絡をしてください。
		14:00~ 17:00	○	○	○	○	○	/	休	休			

名称	所在地 電話番号	外来診察日時							日 祝	デ イ ケ ア	訪 問 看 護	備考	
		月	火	水	木	金	土	日					
あいてる訪問 クリニック (精神科)	〒424-0888 清水区中之郷1-1-16 ☎368-7556	9:00~ 13:00	○	○	○		○	○			×	○	受診希望の際は、お電話にてご予約ください。
		14:00~ 18:00	○	○	○	休	○	/	休	休			

■ 専門の医療機関

◇てんかん

名称	所在地 電話番号	外来診察日時							日 祝	デ イ ケ ア	訪 問 看 護	備考	
		月	火	水	木	金	土	日					
静岡てんかん・ 神経医療センター	〒420-8688 葵区漆山886 ☎245-5446	8:30~ 11:30	○	○	○	○	○	休	休	休	×	×	

◇アルコール等依存症

名称	所在地 電話番号	外来診察日時							日 祝	デ イ ケ ア	訪 問 看 護	備考	
		月	火	水	木	金	土	日					
マリアの丘クリニック	〒422-8058 駿河区中原930-1 ☎202-7031	10:00~ 16:00	○	○	○	○	○	○	休	休	○	○	完全予約制です。 受診の際は事前に連絡してください。
聖明病院	〒417-0801 富士市大淵888 ☎0545-36-0277	9:00~ 11:00	○	○	○	○	○	○			×	○	予約制。 初めて受診される際は事前に連絡をしてください。
		9:00~ 11:30	/	/	/	/	/	○	休	休			
		13:00~ 15:00	○	○	○	○	○	/					
服部病院	〒438-0026 磐田市西貝塚 3781-2 ☎0538-32-7121	9:00~ 11:30	○	○	○	○	○	○			○	○	
		13:00~ 14:30	/	/	/	/	/	○	休	休			

平成 28 年 4 月 静岡市
保健福祉長寿局 保健衛生医療部 保健所
精神保健福祉課

〒420-0846 静岡市葵区城東町 24- 1
電話 054-249-3179(企画係)
054-249-3174(相談支援係)
FAX 054-249-3149